

中学校等における性教育への対応について

1 足立区立中学校において実施された性教育の授業に関する経緯

- 第一回都議会定例会文教委員会（平成 30 年 3 月 16 日）で、3 月 5 日に足立区立中学校において実施された性教育の授業に関する質問があった。
- 東京都教育委員会は、避妊、人工妊娠中絶等といった、学習指導要領上、中学校ではなく高等学校で指導する内容を取り上げたり、保護者の理解を必ずしも十分に得ないまま授業が実施されたりしていた旨を答弁した。
- この間、足立区教育委員会と、同校で行われた当該の性教育に関する課題について意見交換を行ってきている。

2 性教育に関する基本的な考え方

(1) 文部科学省（中学校学習指導要領等）における扱い

○ 中学校学習指導要領 保健体育（平成 20 年 3 月 文部科学省）

- ・受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。
- ・指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

（参考）高等学校学習指導要領解説：受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。（避妊、人工妊娠中絶の内容に触れる。）

○ 「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き（平成 26 年 3 月 文部科学省）

子供たちの心身の成長発達には個人差があることから、すべてを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらに関連させて指導することが重要となる。

(2) 東京都教育委員会作成の「性教育の手引～中学校編～」（平成 16 年 3 月）における扱い

- 学習指導要領に準拠する。
- 発達段階に即した効果的な学習指導を行う。
- 個人の発達段階やレディネス等に応じて個別指導等の工夫を行う。
- 指導内容や方法を十分説明し、保護者の理解・協力を得て指導計画を立案する。

3 東京都教育委員会の今後の対応

- 足立区教育委員会と、上記「2」の基本的な考え方を確認するとともに、今後の性教育の具体的な取組方法について認識を共有化する。
※ 学習指導要領を超える内容を指導する場合には、例えば、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た生徒を対象に個別指導（複数同時指導も可）を実施することなどが考えられる。
- 学校において性教育が適正に行われるよう、上記「2」の基本的な考え方や学習指導要領を超える内容を指導する際の留意点等について、全区市町村教育委員会及び全都立学校に周知していく。